

○精華町社会教育委員会運営規則

昭和48年3月30日
教委規則第2号

(目的)

第1条 精華町社会教育委員に関する条例(昭和48年条例第16号)第6条の規定に基づきこの規則を定める。

(議長及び副議長)

第2条 精華町社会教育委員会(以下「委員会」という。)には、委員の互選による委員長、副委員長各1人を置く。

(委員長及び副委員長の任期)

第3条 委員長及び副委員長の任期は2年とする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は委員会を運営する。

2 副委員長は委員長を助け、委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を行う。

(委員会の招集)

第5条 委員会はある毎に教育長が招集する。

2 前項の規定による招集には、委員会開催の日時、場所及び委員会に付議すべき事項をあらかじめ通知して行う。

第6条 委員長及び副委員長がともに欠けたときは、第4条の規定にかかわらず教育長が委員会を運営する。

第7条 委員会は、在席委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

2 委員会の議決は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(その他必要な事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかつて決定する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年6月14日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。